

広島県告示第五百二十二号

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十三条の八第二項（第十七条の九第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定試験機関として指定した一般財団法人消防試験研究センターから、危険物取扱者試験及び消防設備士試験の実施に関する事務を取り扱う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同法第十三条の八第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年八月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 変更後の事務所の所在地

広島市中区八丁堀一四番四号 J E I 広島八丁堀ビル九階

二 変更前の事務所の所在地

広島市中区上八丁堀八番二三号 林業ビル四階

三 事務所の所在地を変更する日

平成二十七年九月六日